

(案)

新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて

答 申 書

平成 年 月 日

新潟市清掃審議会

## はじめに

新潟市清掃審議会（以下「審議会」という。）は、平成28年7月27日に、「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて」、新潟市長から諮問を受けた。

審議会では、平成24年度から実施している一般廃棄物処理基本計画に基づく施策の進捗状況や新たな課題の整理について、合計3回にわたる会議を開催し、最終目標年度である平成31年度までの見直しの方向性を審議した。

審議においては、議論に必要な詳細な資料に基づき、有識者、関係団体、市民の立場で自由闊達な意見交換を行い、審議会として一定の結論を得た。

新潟市においては、審議会の答申を踏まえ、田園と都市が織りなす、環境健康都市の実現に向けてさらなるごみ減量・資源化に取り組まれることを期待する。

平成 年 月 日

新潟市清掃審議会  
会長 山賀 昌子

## 1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の見直しに係る基本的な考え方

新潟市では、平成20年6月から開始した新ごみ減量制度により、家庭系ごみ量が約3割減少し、リサイクル率も大幅に向上するなど、大きな成果を挙げてきた。

現計画は、新ごみ減量制度の成果を踏まえ、市民・事業者・市それぞれが循環型社会の構築に向けた取組みを加速させるという方針に沿って、3Rのうち特にリデュース（廃棄物の発生抑制）に力点を置きながら各種施策を展開しているところである。

昨今の廃棄物政策に係る情勢の変化をみると、東日本大震災からの復旧・復興に伴う災害廃棄物対策の推進、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）に基づく基本方針の改定など、国や地方などで様々な変化が生じている。

また、本市においては、平成25年度に「環境モデル都市」への選定、平成27年度には「にいがた未来ビジョン」、「第3次新潟市環境基本計画」の策定など、廃棄物行政のみならず、環境行政、市全体の行政計画にも変化がみられるところである。

今回の中間見直しにおいては、平成24年2月に策定した現計画の施策実施状況を総点検するとともに、新たに顕在化した課題への対応や平成31年度の最終目標年度に向けた取組みの方向性を定めることとする。

なお、現計画で採用されている基本理念「市民・事業者・市の協働のもとともにつくる環境先進都市」や循環型社会の構築及び低炭素社会、自然共生社会の統合的実現については、現計画の内容を踏襲することとする。

## 2 数値目標について

現計画における数値目標と平成27年度までの実績は下表のとおりであり、一部の数値目標は達成できていない。

このため、中間見直しにおいては、現計画の数値目標を引き続き維持することとし、計画目標達成に向けた施策の方向性を検討することとする。

### 【ごみ量の実績・目標】

区 分	H24年度 実績	H25年度 実績	H26年度 実績	H27年度 実績	H28年度 (中間目標)	H31年度 (最終目標)
家庭系ごみ量 (1人1日あたり)	506g	501g	499g	500g	484g (△16g)	474g (△26g)
事業系ごみ排出量	84,513t	84,960t	82,961t	78,224t	<u>79,300t</u>	74,500t (△3,724t)
リサイクル率	26.9%	27.2%	27.9%	27.9%	29.8% (+1.9ポイント)	30.9% (+3.0ポイント)
最終処分量	28,271t	29,213t	23,790t	22,350t	<u>22,500t</u>	21,800t (△550t)
(参考指標) 廃棄物分野のCO2排出量	77,265t -CO2/年	75,649t -CO2/年	72,057t -CO2/年	77,039t -CO2/年	75,800t -CO2/年 (△1,239t-CO2)	73,100t -CO2/年 (△3,939t-CO2)

●表中の下段(括弧あり):対比(H27)

●表中の下線有:目標値達成済

### 3 基本方針に基づく施策の進捗状況及び新たな課題と方向性

#### (1) 基本方針1：家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働

- ごみ減量・リサイクルに関する情報提供については、最新の資源とごみに関する情報を提供するサイチョプレスをはじめ多様な広報媒体を活用した周知について評価はできるが、継続した取組みは必要である。多種多様なパンフレットが作成されたことで、情報が溢れかえる状況にあり、今後は、真に必要な情報を選択することでパンフレットの内容を簡素化することや新たな周知方法の検討も必要とされる。また、サイチョプレスについては、高齢者にも分かりやすく見やすい紙面づくり、ICT技術の進展に伴い、様々な媒体を活用した広報が可能となっていることに鑑み、多方面からの周知を試みることで、より多くの市民に情報提供の一助となるため、このような取組みについても検討されたい。
- 高齢者や単身世帯、転入者などにとって、本市のごみ分別は分かりにくいといった意見もある。大学などの新入学生を対象としたごみの説明会を拡充するとともに、環境教育の一環として、幅広い年齢層へのさまざまなアプローチにより、本市の分別制度を分かりやすく伝える努力を継続し、適正なごみ分別に繋げるべきである。
- ごみ減量化・リサイクルの取組みの効果により、「燃やすごみ」に含まれる資源物（紙類）の割合は減少している。今後は、不用なレジ袋の削減や資源化できる雑がみの種類と出し方についての周知徹底に努め、さらなるごみ減量を目指してほしい。
- 3Rにおけるリデュースの推進施策である平成24年度に開始したマイボトルキャンペーンによる効果として、マイボトルの利用は定着しつつある。今後は、さらなる普及を目指し、事業の見直しを検討するとともに、マイ箸やリユース食器の利用などごみの発生抑制に資するライフスタイルへの転換を促す施策の展開を期待する。
- 古布・古着の拠点回収については、現在市内8か所で行われており、安定的な回収量を維持していることは評価できる。今後は、各拠点での回収状況を精査し、拠点の増設や回収日時について見直してほしい。また、自治会・町内会が行う集団資源回収の促進に努められたい。
- 「燃やすごみ」の約4割を占める生ごみの減量・リサイクルについて、様々な取組みを進めてきたことは評価できる。各制度の事業内容について十分な検証を行いながら課題の把握に努め、事業の改善に取り組まれたい。さらに、食品リサイクル法の基本方針に定められた「食品ロス」についても市町村での取組みが求められており、他都市の状況を把握し、対応を検討されたい。
- 新ごみ減量制度を円滑に実施することを目的に設置されたクリーンにいがた推進員は、地域のリーダーとして活動し、ごみ集積場の適正管理に努めているが、地域によっては活動内容が見えてこない。今後も推進員に対する研修会や施設見学を通じた知識の向上を継続し、地域における活動を見える化するとともに、市も周知に努めてほしい。また、巻広域地区においては、平成30年度に予定されている分別統一を見据えた活動の強化が必要である。

- 三者協働の事例として、生ごみ減量講座や地域における生ごみ堆肥化事業において、市民や事業者、NPO団体との協働による施策展開を行ってきたが、さらなるごみ減量への取組みを推進するため、三者協働によるあらたな推進体制の整備の検討に努められたい。
- 地域独自の環境に関する活動を促進するため、例えば地域活動補助金など支援の充実化を図られたい。

## (2) 基本方針2：事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

- 平成25年度から開始した「3R優良事業者認定制度」において、現在まで多くの事業者が各自ごみ減量・リサイクル活動に取り組み、認定を受けている。近年認定件数が伸び悩むなか、認定を受けた事業者は市内で比較的大規模な事業者であり、中小企業にもこれを浸透させ、事業者の3R意識向上の裾野を広げる努力が必要である。また、認定事業者のインセンティブが働くよう、市民への制度の周知など一層の改善が望まれる。
- 平成25年度に全面改訂した「事業系廃棄物処理ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が平成27年度に本格実施されたことにより、事業系一般廃棄物の大幅な減量という成果を得たことを評価する。引き続き排出事業者への訪問指導や展開検査の実施、ガイドラインの周知徹底を図ることで、事業者のごみ減量に対する意識の向上に努めてほしい。
- ガイドラインの改訂や廃棄物処理施設への資源物に係る搬入規制により、再生可能な古紙類などの資源化が促進されているが、今後事業者への働きかけを工夫し、可燃ごみに多く含まれる食品廃棄物や紙類のさらなる資源化を促進していく必要がある。なお、食品廃棄物については、食品リサイクル法の基本方針に基づき、排出する者が資源化の優先順位に則った取組みを推進するよう、市の働きかけに期待する。

## (3) 基本方針3：違反ごみときれいなまちづくりの推進

- 分別呼称の見直しやクリーンにいがた推進員と連携したごみ集積場の適正管理により、年々違反ごみが減少していることは評価できる。今後は、一部の共同住宅などで見られる違反ごみ対策として、地域との連携を強化し、幅広い年齢層に対し、引き続き制度の周知・啓発を行うことで、分別の徹底とさらなるごみの減量を図られたい。
- 地域における環境美化意識の向上を図るため、一斉清掃などへの補助を通じて自主的な美化活動を支援してきたが、若年層も含めた幅広い年齢層への啓発を行うとともに、ボランティア清掃の情報を提供することで、効果的かつ誰もが参加しやすい体制を整備していく必要がある。
- 「新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例」(以下「条例」という。)の施行により、地域の生活環境が保全されてきたことを評価する。引き続き、条例の周知を図りばい捨て等防止活動を継続することが必要である。とりわけ、交流人口

の拡大を目指している本市においては、市外、県外、国外からの旅行者や帰省者・転入者に向けた理解の促進が重要となる。

(4) 基本方針4：収集・処理体制の整備

- 今後、ごみ減量化・リサイクルに向けた各種施策の推進及び人口減などによるごみ量の減少が想定されるなか、効率的な収集運搬体制と総合的・中長期的な施設のあり方を検討していく必要がある。
- 収集運搬体制については、これまで業務の委託化を行うとともに、委託業者としっかり連携をとることで、安定性と効率性を両立させる運営を推進してきた。今後も市の統括的な処理責任を果たすべく、委託業者との連携をさらに強固なものとし、市民サービスの低下を招くことがないよう、収集運搬体制の維持が望まれる。
- 廃棄物処理施設については、焼却施設の運転停止による中継施設化や施設の更新を行うことで、焼却施設の稼働率の上昇が図られてきた。今後は、ごみ量の推移や最新のリサイクル技術を注視するとともに、災害発生時にもできる限り対応しうる処理体制となるよう、本市の実情にあった廃棄物処理施設のあり方を検討していくことが望まれる。
- 廃棄物処理施設の運営のあり方や効率性を検討する際には、コスト面だけでなく、CO<sub>2</sub>削減といった環境面など、多方面からの影響も考慮しながら進めるべきである。
- 平成27年度に策定した「新潟市災害廃棄物処理計画」（以下「計画」という。）では、国や他都市、関連団体との連携体制を強化することが重要とされている。計画の実行性を高めるため、関係機関・関係団体との協定の締結や災害対応訓練を実施されたい。また、市民・事業者への分かりやすい周知方法を検討し、具体化することが必要である。

おわりに

審議会は、市長からの諮問に基づき、「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の中間目標年度である平成28年度において、短期計画期間における施策の実施状況などを包括的に審議し、以上のとおり答申をまとめた。

新潟市には、この答申の内容を十分に踏まえ、市民や事業者からの意見を求めながら、さらに有効なごみ減量化・リサイクルに資する施策をごみ処理基本計画に反映し、最終目標年度である平成31年度に向け、推進されることを期待する。

また、他都市の先進的事例や最新の技術等も取り入れながら、本市の実情に応じた取組みを積極的に検討していくことで、資源循環型社会と低炭素型のまちづくりの構築に向けた取組みを一層進めていくことを強く希望する。

## 資料

### (1) 諮問文

新 廃 政 第 2 9 1 号

平成 2 8 年 7 月 2 7 日

新潟市清掃審議会  
会長 松原 幸夫 様

新潟市長 篠 田 昭

新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し及び  
ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 諮問事項

##### (1) 新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて

<諮問理由>

市では、平成24年2月に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの減量・リサイクル対策を行っており、近年はごみ排出量が減るとともに、リサイクル率が向上しています。

現計画は、平成24年度から平成31年度までを計画期間とし、また、平成28年度までを短期計画期間とし、中間目標年度である平成28年度において、短期計画期間の実施状況を踏まえ施策の見直しを行うことにしています。

つきましては、計画の中間見直しにあたって、幅広い御見識と市民の視点からご審議いただきたく、諮問いたします。

##### (2) ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて

- ・事業系廃棄物：10キログラムまでごとに 130円【据え置き】
- ・家庭系廃棄物：10キログラムまでごとに 60円【据え置き】

<諮問理由>

市では、平成19年2月16日における「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」の答申書に基づき、「手数料は3年を基本として見直しを行う」ことにしております。

つきましては、前回の審議から3年目となるため、この度の処理手数料の見直しにあたって、幅広い御見識と市民の視点からご審議いただきたく、諮問いたします。

#### 2 答申希望時期

諮問事項（1）について 平成29年1月末

諮問事項（2）について 平成28年9月末

## (2) 審議経過

回数	期日	主な内容
第1回	7.27	諮問「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて」
第2回	10.5	新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要、達成状況等について 施策の実施結果に対する評価と課題の整理
第3回	11.2	基本方針1「家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働」について
第4回	11.22	基本方針2「事業系ごみの排出抑制と資源化の推進」について 基本方針3「違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進」について 基本方針4「収集・処理体制の整備」について
第5回	12.20	答申書（案）について



### (3) 審議会委員名簿

#### 第1回清掃審議会開催時

◎会長 ○副会長

#### 1号委員 学識経験者（5名）

氏名	役職
菊野 麻子	フリーアナウンサー
柴田 透	新潟大学教育学部 教授
高橋 若菜	宇都宮大学国際学部国際社会学科 准教授
◎松原 幸夫	新潟大学地域創生推進機構教授
渡邊 理絵	新潟県立大学国際地域学部 准教授

#### 2号委員 市民（10名）

氏名	役職
石井 敏子	潟東地域コミュニティ協議会 環境・福祉・保健部 部会長
掛川 洋規	公募委員
片粕 美砂	イオンリテール株式会社 北関東・新潟カンパニー 新潟事業部 イオン新潟青山店 人事総務課 課長
斎藤 和子	公募委員
高橋 まゆみ	新潟市食生活改善推進委員協議会 北支部 顧問
中澤 幸子	新潟商工会議所 女性会 委員
星島 聡	亀田製菓株式会社 設備開発部 部長
松原 将	亀田郷土地改良区 事務局長
八子 迪子	新潟市消費者協会 新潟支部 理事
○山賀 昌子	NPO法人まちづくり学校 理事・事務局長

敬称略・各号毎に50音順

### 第3回清掃審議会～

◎会長 ○副会長

#### 1号委員 学識経験者（5名）

氏名	役職
○菊野 麻子	フリーアナウンサー
柴田 透	新潟大学教育学部 教授
住吉 智子	新潟大学大学院保健学研究科 教授
高橋 若菜	宇都宮大学国際学部国際社会学科 准教授
渡邊 理絵	新潟県立大学国際地域学部 准教授

#### 2号委員 市民（10名）

氏名	役職
石井 敏子	潟東地域コミュニティ協議会 環境・福祉・保健部 部会長
掛川 洋規	公募委員
片粕 美砂	イオンリテール株式会社 北関東・新潟カンパニー 新潟事業部 イオン新潟青山店 人事総務課 課長
斎藤 和子	公募委員
高橋 まゆみ	新潟市食生活改善推進委員協議会 北支部 顧問
中澤 幸子	新潟商工会議所 女性会 委員
星島 聡	亀田製菓株式会社 設備開発部 部長
松原 将	亀田郷土地改良区 事務局長
八子 迪子	新潟市消費者協会 新潟支部 理事
◎山賀 昌子	NPO法人まちづくり学校 理事・事務局長

敬称略・各号毎に50音順